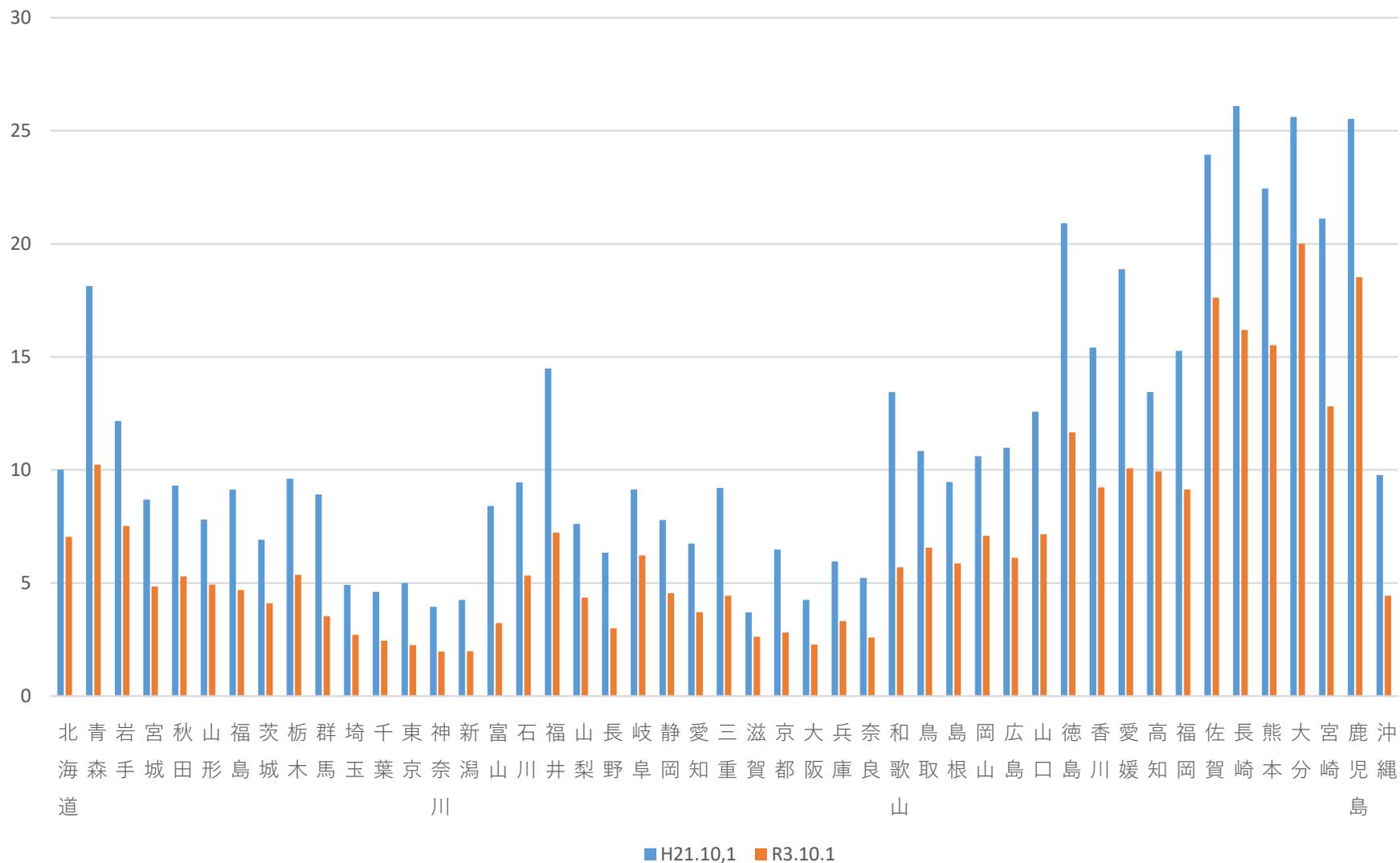


# 都道府県別、人口10万人対有床診療所数について



(※) 厚生労働省「医療施設動態調査」及び総務省「人口推計」より、医政局地域医療計画課作成

# 都道府県別、人口10万人対有床診療所数について

	H21.10.1 (A)	R3.10.1 (B)	(B)/(A)
富山	8.4	3.22	38.33%
群馬	8.92	3.53	39.57%
和歌山	13.44	5.69	42.34%
京都	6.48	2.81	43.36%
東京	5	2.25	45.00%
沖縄	9.77	4.43	45.34%
新潟	4.25	1.98	46.59%
長野	6.34	3	47.32%
三重	9.2	4.44	48.26%
奈良	5.22	2.58	49.43%
福井	14.48	7.23	49.93%
神奈川	3.94	1.97	50.00%
福島	9.12	4.69	51.43%
千葉	4.61	2.45	53.15%
愛媛	18.87	10.07	53.37%
大阪	4.25	2.28	53.65%
愛知	6.75	3.7	54.81%
埼玉	4.92	2.71	55.08%
兵庫	5.96	3.31	55.54%
栃木	9.62	5.36	55.72%
徳島	20.91	11.66	55.76%
広島	10.97	6.12	55.79%
宮城	8.69	4.85	55.81%
青森	18.13	10.23	56.43%

	H21.10.1 (A)	R3.10.1 (B)	(B)/(A)
石川	9.44	5.33	56.46%
秋田	9.31	5.29	56.82%
山口	12.58	7.16	56.92%
山梨	7.61	4.35	57.16%
静岡	7.78	4.55	58.48%
茨城	6.92	4.1	59.25%
福岡	15.26	9.13	59.83%
香川	15.41	9.23	59.90%
鳥取	10.84	6.56	60.52%
宮崎	21.12	12.82	60.70%
岩手	12.16	7.52	61.84%
島根	9.47	5.87	61.99%
長崎	26.09	16.19	62.05%
山形	7.81	4.93	63.12%
岡山	10.61	7.09	66.82%
岐阜	9.13	6.22	68.13%
熊本	22.44	15.51	69.12%
北海道	10.02	7.04	70.26%
滋賀	3.7	2.62	70.81%
鹿児島	25.53	18.52	72.54%
佐賀	23.94	17.62	73.60%
高知	13.44	9.94	73.96%
大分	25.61	20.01	78.13%
全国	8.68	4.92	56.68%

(※) 厚生労働省「医療施設動態調査」及び総務省「人口推計」より、医政局地域医療計画課作成

## 診療所の病床設置の届出に関する調査（H30.4.1～R1.10.1）

該当区分	病床数	件数
第1号 地ケア	73	7
第2号 へき地	0	0
第2号 小児	14	3
第2号 周産期	214	20
第2号 救急	14	2
第2号 その他（透析）	6	1
合計	321	33

（※）医政局地域医療計画課調べ

# 医療施設等災害復旧費補助金について

## 事業内容

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災したときは、被災した医療施設等の管理者がその原形復旧を行うことになるが、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の復旧事業について、国がその経費の一部を補助するもの。

## 交付対象施設

### ①医療機関

#### 1) 公的医療機関

地方自治体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等

#### 2) 政策医療実施機関(公的医療機関除く)

救命救急センター、病院群輪番制病院、在宅当番医制診療所、へき地医療拠点病院 等

### ②医療関係者養成施設

看護師等養成所、救急救命士養成所 等

### ③上記以外

研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎 等

## 補助率・対象経費

【通常の場合】	【激甚災害の場合】
<b>○補助基準額</b> 1) 公的医療機関： 上限額なし 2) 政策医療実施機関 ・救命救急センター 76,910万円 ・病院群輪番制病院 8,020万円 等	交付対象施設の基準額の上限が撤廃される (研修施設等一部例外あり)
<b>○補助率</b> 1/2	公的医療機関の補助率を2/3にかさ上げ
<b>○対象経費</b> ・ 建物の工事費又は工事請負費 (病棟(室)、受水槽、エレベータ 等) ・ 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備(CT、MRI等)	1品あたり50万円を超える医療機器(歯科診療所の場合10万円を超えるもの)が対象となる

- ※ 復旧事業は1件につき80万円以上であること
- ※ 補助基準額、対象経費は交付対象施設により異なる